

### 札幌市の家庭ごみ収集方式について ～ステーション収集方式～

- ・札幌市の家庭ごみ収集方式は、ステーション収集方式です。
- ・その理由は、平成23年度に有識者や町内会関係者などを構成員として設置された「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」の答申においてなされた、以下の①～④の提言内容を尊重しているものです。
  - ①ごみステーション管理状態が問題となっている箇所は限定的
  - ②共同住宅の専用ごみステーション化の推進などにより問題の改善が可能
  - ③全市的に戸別収集を導入することは費用対効果の点で妥当ではない
  - ④地域の状況に応じて小規模ごみステーション方式の導入を考えるべき

### 管理しやすいごみステーションの実現に向けて ～ごみステーションの小規模化～

- ・不適正排出によるごみの散乱が常態化しているごみステーションについて、平成24年度から「さっぽろごみパト隊」が地域の方々と連携し、重点的に改善に取り組みました。
- ・ごみステーション管理の問題を抜本的に解決するための改善の手法として、排出者責任を明確化するため、ごみステーションを小規模化する「共同住宅の専用ごみステーション化(分離)」や「共用ごみステーションの分散化」を推進し、地域におけるごみステーション管理の負担軽減とともに利便性の向上を図っています。

小規模化によって、改善されたごみステーション  
<改善前> <改善後(分散化し適正管理されるようになった。)>

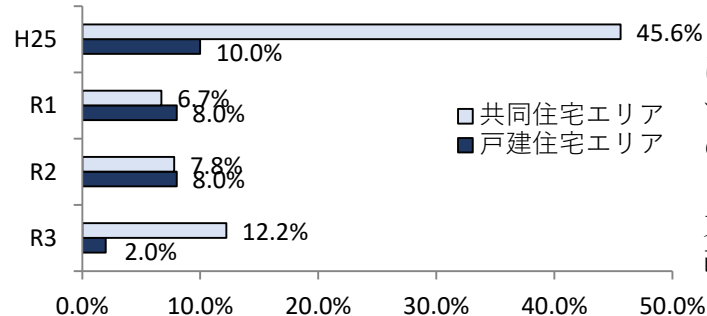


### 【ごみステーション数の推移】

区分	H23	H24	R1	R2	R3
ごみST数	40,601	42,043	54,356	55,737	56,767
専用ST	16,950	18,360	29,072	30,071	30,807
共用ST	23,651	23,683	25,284	25,666	25,960
世帯数	895,345	901,120	963,227	973,283	980,808
世帯数/ST	22.1	21.4	17.7	17.5	17.3

共同住宅の専用ごみステーション化や共用ごみステーションの分散化の推進により、ごみステーション総数は増加しており、これに伴い、ごみステーション1か所当たりの平均利用世帯数は減少しています。

### 【不適正排出(違反排出)ごみステーションの割合】



従来から共同住宅居住者の排出マナーに問題がある中、共同住宅の専用ごみステーションが増加し、ごみステーションの小規模化が進み、共用ごみステーションの排出マナーが改善しています。一方、専用ごみステーションの排出マナー改善が依然として課題となっています。

### ごみ排出マナー改善に向けての本市の活動

- ・市内6ヶ所の清掃事務所に「さっぽろごみパト隊」を配置しており、クリーンさっぽろ衛生推進員や町内会長等と連携し、地域の実情に応じたごみステーション問題の改善に向けた取り組みを行っています。また、地域の懇談会に積極的に参加するなど、ごみの適正分別や減量・リサイクルの推進、ごみステーション問題の改善に関する情報提供や意見交換を行っています。
- ・共同住宅入居者のごみ排出マナー改善に向けて、管理会社や不動産関連団体と「共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会(マナー協議会)」を設置し、分別方法の啓発やリサイクルの促進などに取り組んでいます。
- ・ごみの適正排出及び減量・リサイクルの推進を図るため、ごみ分けガイド、ごみ収集日カレンダーの配布、クリーンミーティング、ごみ分別アプリなど様々な媒体や施策を通じて、普及啓発を行っています。また、市内の各大学及び各専門学校に入学する新入生を対象として、ごみ排出ルールなどを周知するため、ごみ分別方法などを記載した啓発チラシの配布を大学等に依頼しています。
- ・ルール違反のごみが出された場合には、「×シール」を貼付し通常1週間から10日程度収集せずに残置し、残置したごみは、排出者本人が持ち帰り、正しく分別するよう促しております。なお、持ち帰りが無い場合には回収し開封調査を行い、排出者が特定できた場合は、個別指導を行っております。また、排出状況があまり良好ではないごみステーションは、地域の実情に応じて、共同住宅の所有者などに働きかけて専用ごみステーションの設置を促進しています。

### より適正な管理器材等の導入の取組 ～ごみステーションの管理器材等助成～

- ・一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策のため、平成20年度から「ごみステーション管理器材購入費助成事業」、平成21年度から「箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業」を実施しています。
- ・助成額については、自分の出したごみに責任を持ち、利用する市民自らが自主的に管理するという考えに基づき、札幌市と折半となるよう2分の1で設定しています。
- ・令和4年度には、助成限度額の引き上げを行い、実勢価格の2分の1に相当する助成額となるよう制度の見直しを行いました。

#### 【管理器材助成】

器材	助成額	助成限度額
ネット	1枚(基)当たりの消費税を含む購入価格の2分の1に相当する額(100円未満の端数切捨て)。	11,000円
カラスよけサークル	※ 送料等の経費を除きます。	16,000円
折りたたみ式箱型器材		30,000円

#### 【箱型器材助成】

助成対象経費	助成額	助成限度額
箱型及び物置型の本体価格又は材料費(消費税を含む)	助成対象経費の2分の1に相当する額	50,000円
飛散防止のためネットの併用を必要とする一部開放型の材料費(消費税を含む)		16,000円

### 解決すべき課題及び今後の対応

- ・札幌市では、ごみ出しルールの遵守に係る市民への啓発や、ごみパト隊と地域の皆様の連携による適正なごみステーション管理に取り組んでいるものの、依然として、一部ではルールを守らない方がいることや、特定の方に管理の負担が偏るといった課題があるものと認識しています。
- ・このため、今後も、各清掃事務所が地域のより詳細な実情把握に努め、これまで以上に共同住宅への専用ごみステーションの設置を促すのに併せて、ごみステーション利用者になお一層のルール徹底の働きかけを継続してまいります。